

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に藤波貢農業委員、萩原直子農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、松居主任を任命した。

4 議 事

議案第41号

農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第41号について事務局に説明を求めた。

事 務 局

議案書を朗読した。申請番号1、地区は上平地区、権利は賃借権、所在は大字平塚の19筆で、地目は田が8筆、畑が11筆である。総事業面積には地目宅地を1筆含んでいる。形態は転用、用途は駐車場（車両置場）である。駐車場のため開発許可は不要である。農地区分は第2種農地で、

連担性が10ヘクタール未満の市街化近接農地である。

申請番号2、地区は大谷地区、権利は使用貸借権、所在は大字中新井の1筆である。地目は登記、現況ともに畑である。形態は転用、用途は専用住宅敷地、施設は木造二階建て、住宅の建設のため開発許可は必要である。農地区分は第1種農地であるが、不許可の例外に該当する。

なお、申請番号1に関して図面の修正があり、配置図の左下の市道部分について、コンクリートブロックが地先ブロックとなっていたところを、コンクリートブロック3段積に変更となっている。用途が駐車場のため雨水の処理規定がないが、密粒度アスファルト舗装で浸透トレンチは設置してあるが、近年の豪雨で1時間当たり20ミリを超える雨量が想定されることから、お願い事項として依頼したところ、雨水対策としてコンクリートブロック3段積を設ける計画に変更となり図面を差し替えている。

議
(報

長
告)

地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
申請番号1について内田農業委員が報告した。1月20日(木)に地区担当委員4名で現地調査を行った。写真のとおり柿等が植え、一部にサツマイモの作付けの痕跡が認められるが、作付けは広大な農地の一部利用のみで、全体的にはきれいに管理されている。土地選定理由書が提出されており、概略を説明した。また、許可後には申請の用途以外には使用しない事、周辺住民及び営農に被害を及ぼさない事、万が一の苦情や被害等が生じた際は責任をもって対処・保証し、市及び県に一切迷惑をかけない事を明記した、県知事・上尾市農業委員会会長あての誓約書が提出されている。当該地は県内在住者5名が地権者となっている。

議
(報

長
告)

申請番号2について、地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
大谷地区の飯野農業委員が報告した。1月21日(金)に地区担当委員3名で現地調査を行った。現地は写真のとおりきれいに管理されている。土地選定理由書を朗読した。

議

長

本件について意見を求めた。

新木農業委員

申請番号1について、土地利用計画図の中で、水路を横断するところにボックスカルバートとあるが、それ以外の水路、市道の接続部分の流末までの構造がどのようになっているのか。仮に構造が素掘り側溝の場合、この事業に伴い影響があるのかどうか、現状の水路機能が果たせるのかどうか伺う。また、南側の県道と市道とのT字路になるが、交通量が多いと思う。そこにメーカーからキャリアカーで車両を搬送すると思うが、大型車両の出入りについて警察等と交差点の協議は行われているのか。また、T字路に隅切りがあるが、隅切りから南側までの距離はどのくらいあるのか確認したい。計画を踏まえた車の回転広場などの対策を取っているのか伺う。

事務局

1点目の質問、水路の構造については、配置図に示されているようにボックスカルバートを埋め込むことで河川課と協議は済んでいる。それ以外は素掘り側溝で現状のままである。河川課からの指示で水路境界については、境界確定を済ませているが、施工に関して破損・移動等が生じた際は事業者の方で速やかに復元するように指示が出ている。

T字路は信号のある交差点となるが、6メートル程度離れた位置に入口を設置する予定である。資料に示した展開図にある交差点の手前に停止線があるが、6台積載車だと旋回できないため、警察と停止線の位置についての変更を協議したが、警察からは停止線をずらすなどの変更はできないとの回答であったため、東側に入口を設け、6台積載車の場合はそこから出入りするということを聞いている。

また、県道の脇にも用水があり、ボックスカルバートと書いてあるが、所管する北本県土と協議が済んでおり、市の道路課とも協議して施工承認を受けている。

新木農業委員

事業計画地と車両置場の所に認定外道路がある。農道と言っても赤道なので、この道を利用して西側の耕作地で農作業をする人がいるのかどうか伺う。また、雨水抑制のためブロック3段積と高くするように計画が変更された。宅地部分を含むとの説明であったが、計画地の北側にある住宅ということでよろしいのか。それに伴って、計画では現況地盤からある程度盛土するなどの雨水流出

止めなどもあるかもしれないし、断面図ではフェンスを設置するとあるが、隣接道路からフェンスの後退部分まではどのくらい離れているのか伺う。

事務局

計画地の敷地を回る形で認定外道路が入っている。図面の中の大きな駐車スペースにあるのは2項道路で、駐車場なので道路後退の義務はないが、自主後退で中心から2m後退する計画になっている。道路後退からフェンスブロックまでの距離は、断面図1-1では600ミリ、2-2は1,070ミリ、3-3は1,060ミリ後退する計画になっている。任意の自主後退なので、厳密に言えば駐車場敷地と道路後退用地という転用目的になると思う。

周囲への影響に関しては、図面の空白部分は枝打ちや下草が管理された山林で、今回の用地選定の候補であったが同意を得られなかったと聞いている。図面の北側は農地として残る部分になるが、ブロックやフェンスで被害防除する計画と聞いている。宅地部分は道路を挟んでおり、直接の地続きとはなっていない。駐車場の場合、雨水に関する処理基準がないため強制ではないが、雨水流出を配慮してコンクリートブロックを設置する計画で、フェンスに関してはコンクリートブロックの少し内側に設置する計画となっている。

新木農業委員

計画地の北側と既存駐車場の断面図を見ると、既存部分と市道とでかなりの傾斜がある。これだけの勾配があると、1時間あたり20ミリ程の雨になると側溝で処理できなくなり、道路の方に流出するということはないのか。また、そうしたことが想定されるのであれば、市道の方に流出止めをした方がいいのではないのか。

事務局

既存の駐車場は令和2年4月に許可になっており、その際にも雨水処理の話があった。浸透トレンチが設置され、浸透アスファルト舗装が敷設されている。想定できないような雨もあると思うので、防ぎきれないものに関しては市道の方に流れているかもしれないが、1年近く経過しても特に苦情等はなく、大きな問題にはなっていないと認識している。

議長

本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第41号について採決を行ったとこ

ろ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 4 2 号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長
事 務 局

議案第 4 2 号について事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。申請番号 1、地区は大石地区、所在は泉台一丁目で、地目は登記、現況ともに畑の 1 筆である。事由は事由発生者の死亡、続柄は祖母と孫である。従事日数は事由発生者が 30 日、次の欄にあるのは息子で 80 日となっている。写真にある通り、果樹の柿とミカンが植えられ、下草もきれいに刈られて管理され、問題はない。従事日数は事由発生者が 30 日、息子が 80 日で、日数による証明が難しいため、1 月 21 日（金）、大石地区の藤波農業委員、田中最適化推進委員と事務局で農家世帯の長男に聞き取り調査を実施した。事由発生者が高齢になったため農地の確認や耕作は息子が行い、作付け等は事由発生者の指導を仰いでいることから、事由発生者も農業経営に参画し、さらに、固定資産税も事由発生者が支払っていたことを確認している。その為、担当委員からは、今回の主たる従事者証明はやむを得ないのではないかとの報告を受けている。以上の結果から事務局としては問題ないものと考えている。

議 長
新木農業委員
事 務 局

本件について意見を求めた。

今の説明で、事由発生者が高齢で作業ができないとのことだが、議案書では死亡となっている。説明不足で申し訳ない。事由発生者の生前の話で、高齢で農作業ができない為に草刈りや指導を行っていたという説明である。

議 長

本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第 4 2 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 4 3 号

令和 3 年度 1 月期農用地利用集積計画の承認について

議長 議案第43号について担当課に説明を求めた。
農政課 制度について説明し、議案書を朗読した。
議長 本件について意見を求めた。
新木農業委員 以前にも質問したと思うが、なにゆえに設定期間が1年なのか。また、借受人は何を作付けして、
農政課 農作業の従事者は何人くらいいるのか伺う。
農政課 まず設定期間に関しては、双方の合意が1年間であったということで1年間の設定期間となっている。
平野農業委員 作付け品目は米と野菜で、ジャガイモ、サツマイモ、ほうれん草、トウモロコシなどである。
農政課 借受人の息子も農作業を手伝っている。今回の利用集積計画では田で米を作ることになっている。
平野農業委員 それ以外で伊奈町の方でも農地を借りて野菜を作っている。
農政課 借受人は米を作っているとのことだが、販売先はどこなのか。
農政課 借受人の知人が上尾市内と市外に飲食店を経営しており、そこに販売している。農協などへは販売していないと伺っている。
議長 本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第43号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第10号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後2時55分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和4年1月25日

議 長

署名委員

署名委員